

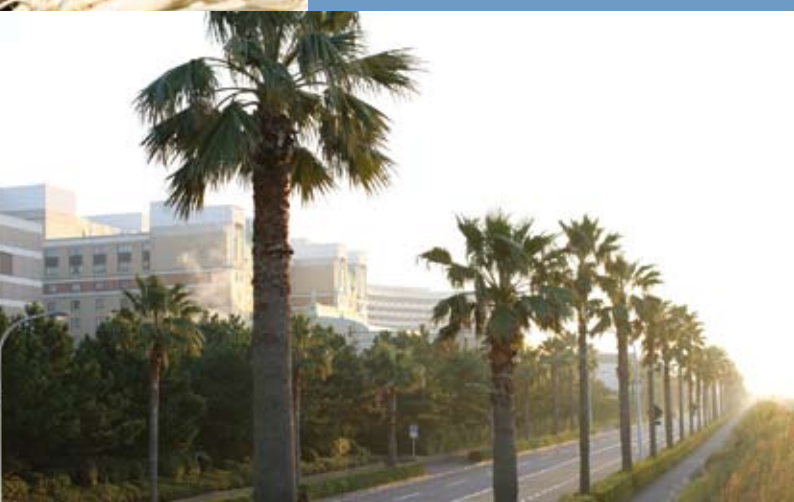
概要版

改定

うらやす 男女共同参画 プラン



ひとひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす



はじめに

浦安市では、2002年度（平成14年度）「うらやす男女共同参画プラン」を策定しましたが、近年、少子・高齢化の進行、雇用・就労形態の多様化、情報化、国際化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。とりわけ、少子化を背景とした人口減少時代の到来を目前にして、安心して生み育てられる環境や女性が働きやすい環境の整備など、女性の社会進出とあいまって新たな行政課題への対応が求められています。

本市におきましては、これらの課題に対応するため、現行のプランの見直しを行い、後期5ヵ年の計画として「改定うらやす男女共同参画プラン」を策定いたしました。

「浦安市に住んで良かった、ずっと住み続けたい」と実感できるまちづくりのため、市民と行政が協働してまちづくりを進めていきたいと考えております。そのためには、市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、「個人」のもつ個性や意欲を大切に、仕事や家庭・地域生活に参画していくことが求められます。

本市では、プランに基づき、市民の皆様と一緒に、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ってまいります。

2007年（平成19年）3月

浦安市長 松崎 秀樹

◆ 目次

はじめに	2
目的と期間／プラン改定のポイント	3
基本理念	4
基本計画の体系	5
目標Ⅰ 生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進	6
目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進	8
目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進	10
目標Ⅳ 意思決定・政策立案過程への男女共同参画	12
目標Ⅴ 推進体制の整備	14
用語解説	15

※本文で使用している統計数字は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、比率の合計が100%にならないことがあります。

改定うらやす男女共同参画プラン

目的と期間

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます（男女共同参画社会基本法第2条）。

この定義を踏まえ、浦安市では2002年（平成14年）、「うらやす男女共同参画プラン」（以下・「2002年プラン」）を策定し、計画期間を2011年（平成23年）までと定めて、さまざまな施策を推進してきました。

しかし、少子・高齢化の進行、家族構成や就業形態の多様化など、急速な社会経済情勢の変化に伴い、国が2005年（平成17年）に「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定したことを受け、浦安市でも「2002年プラン」を改定しました。

この改定による「改定うらやす男女共同参画プラン」は、「2002年プラン」策定の趣旨を踏襲し、基本理念である「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」をめざすことを目的としています。計画期間は2007年（平成19年）度から2011年（平成23年）度までの5年間です。

プラン改定のポイント

- (1) 基本計画と実施計画に分けました。
- (2) 基本理念への理解を促すため、その考え方を明確にしました。
- (3) 「ワーク・ライフ・バランスの推進」を目標の1つに掲げました。
- (4) 方針を整理・統合し、明確にしました。
- (5) 目標を達成するための主要課題を明確にしました。
- (6) 主要課題の解決策として、強化・重点化する施策を明確にしました。
- (7) 市民にわかりやすい内容、表現に留意しました。

基本理念

ひとひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす

◆ 3つの考え方 ◆

1

男女の人権尊重・擁護

すべての市民がともにかがやいて生きる社会を築くには、男女がともに一人の人間として互いの人権を尊重しあうことが大切です。

2

ジェンダーにおける平等 (社会的性別)

性別役割分業意識をはじめとするジェンダー（社会的性別）を解消し、男女がともに一人の人間として、自らの意思で、経済的・生活的・精神的に自立すること大切です。

3

女性のエンパワーメント

男女がともに一人の人間として個性や能力を発揮できる社会を築くため、女性が自らの意識や能力を高めて政策・方針決定の場に参画することが大切です。

◆ 浦安市がめざす社会 ◆

基本理念とその考え方に基づき、浦安市では、次のような男女共同参画社会を築きます。

男女の人権が互いに尊重され、性別によって差別されることがなく、すべての人がともに生きることができる社会。

女性も男性も、経済的、生活的、精神的に自立するとともに、地域の助け合いのもとで、安心して自分らしく暮らしていきける社会。

女性も男性も、家庭や職場、地域社会の一員としての役割を果たし、意思決定の場に参加することができ、その喜びとあわせ、責任もともに果たしていく社会。

基本計画の体系

目標Ⅰ

生涯にわたる
男女平等観にたった
人間形成の推進

- 方針1 男女平等に向けた社会的気運の醸成
- 方針2 生涯にわたる男女平等教育の推進
- 方針3 学校等における男女平等教育の推進

目標Ⅰ
P6～7へ

目標Ⅱ

男女の
人権尊重・擁護と
健康支援の促進

- 方針1 男女の人権尊重と擁護のための対策と体制の整備
- 方針2 互いの性の尊重を育む意識啓発の促進
- 方針3 生涯にわたる男女の健康支援の推進

目標Ⅱ
P8～9へ

目標Ⅲ

ワーク・ライフ・
バランスの
推進

- 方針1 家庭・地域生活における男女の共同参画と自立の促進
- 方針2 職場における男女平等の促進

目標Ⅲ
P10～11へ

目標Ⅳ

意思決定・
政策立案過程への
男女共同参画

- 方針1 政策・方針決定への女性の参画の促進・拡大
- 方針2 地域活動への男女共同参画の推進
- 方針3 国際的視野にたった男女共同参画の促進

目標Ⅳ
P12～13へ

目標Ⅴ

推進体制の
整備

- 方針1 男女共同参画社会の促進
- 方針2 庁内推進体制の強化
- 方針3 協働ネットワークの構築

目標Ⅴ
P14へ

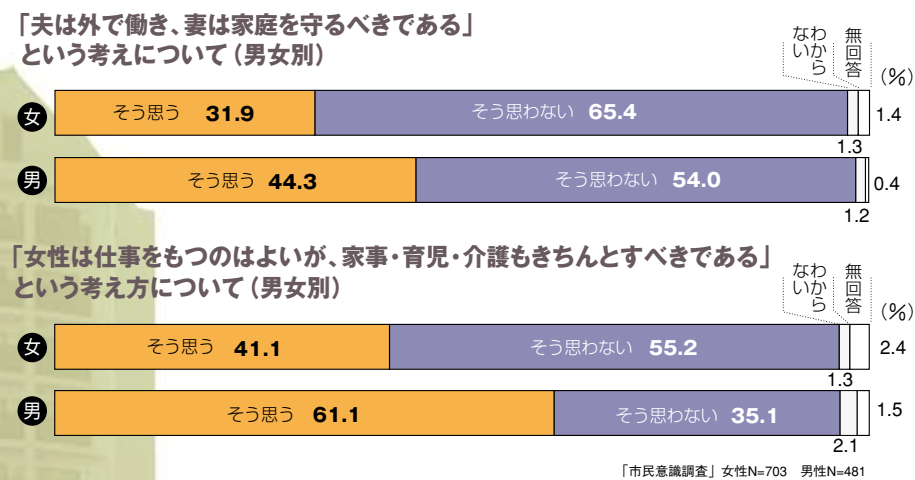
生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進



「女子差別撤廃条約」は、固定的な性別役割分業と、そういうあり方を肯定する性別役割分業意識が性差別の根源であることに言及した画期的な内容であると、世界的にも高く評価されています。この「女子差別撤廃条約」を踏まえて、ジェンダー（社会的性別）を解消し、女性でなければ、あるいは男性でなければできないとされる領域をなくしていくことが、男女平等の実現に向けた国際的な流れとなっています。

浦安市においても、21世紀の浦安市にふさわしい男女共同参画社会を実現するため、性別役割分業による問題を正しく理解し、ジェンダー（社会的性別）における平等の実現に向けた意識づくりが求められています。

目標 I では、男女平等に関する情報の収集・提供・発信、講座等の学習の場の提供、学校等教育の場での男女平等観の育成など、生涯にわたるあらゆる機会、ジェンダー（社会的性別）における平等に向けた意識の醸成に努めます。



目標達成に向け重点的に取り組みます

- 男女共同参画社会づくりに対する理解を深めるため、生涯学習など、さまざまな機会を通じて、ジェンダー（社会的性別）における平等の考え方について継続的な普及に努めます。
- 学校教育の場などで、ジェンダー（社会的性別）における平等の視点にたった学習や指導の取り組みの強化を図るとともに、教育関係者などへの研修、啓発に積極的に取り組みます。



方針 1 男女平等に向けた社会的気運の醸成

フォーラムや講座の開催、女性プラザや図書館における情報の収集・提供などを通じて、男女共同参画の理念の普及に努めるとともに、情報を正しく読み解く力を培う事業などを推進し、男女平等に向けた社会的気運の醸成を進めます。

方針 2 生涯にわたる男女平等教育の推進

男女がともに自立した生活が営めるよう、公民館等を中心として、どの世代においても、家庭・地域における男女平等意識を育てる学習等を推進します。

方針 3 学校等における男女平等教育の推進

幼少期からジェンダー（社会的性別）における平等の意識を培うため、男女平等に基づいた教育・保育を行うとともに、教職員等への研修の充実、学校や幼稚園、保育園の運営における男女共同参画の推進に取り組みます。



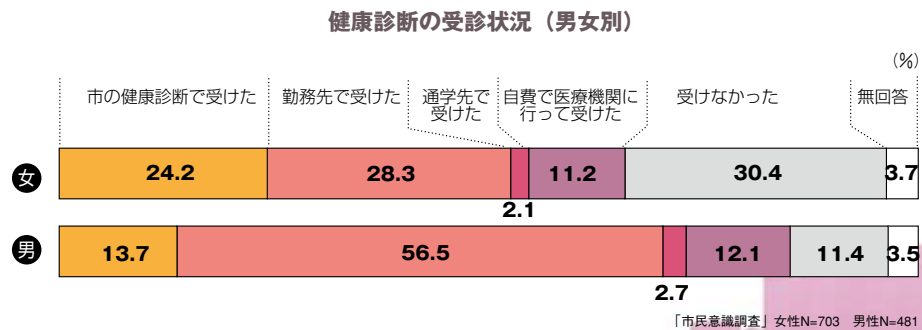
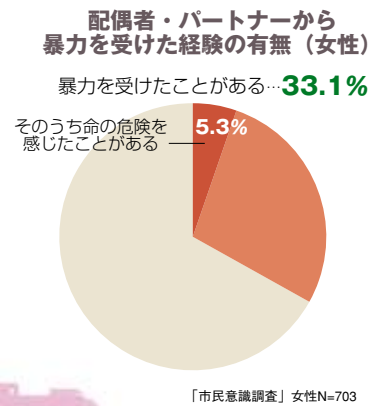
男女の人権尊重・擁護と健康 支援の促進



1993年（平成5年）、第48回国連総会において、DVやセクシュアル・ハラスメントの根絶を訴える「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。DVやセクシュアル・ハラスメントは、暴力を用いて弱い立場のものを支配し、一方的に自分の欲求を満たそうとするもので、女性が被害を受けることが圧倒的に多くなっています。DVやセクシュアル・ハラスメントについての認識を深め、女性の人権を尊重する意識を育むとともに、人権が侵害されたときの救済対策を整備するなど、「女性への暴力」根絶に向けた取り組みが必要です。

また、生涯にわたって、心身ともに安全で、健康な暮らしを営むことは、すべての人に保障されている権利です。その権利を尊重・擁護するには、男女の生物学的性別（セックス）や妊娠・出産に対する正しい理解、自ら積極的に健康づくりに取り組む意識の醸成などが不可欠です。男女の心と体の健康づくりについては、近年、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと性差医療という2つの大きな取り組みが行われています（15ページ参照）。

目標IIでは、男女が互いの人権を尊重する意識の啓発を積極的に推進し、ともに健やかに暮らせるよう、DVやセクシュアル・ハラスメントなどに関する相談体制の充実、互いの性を尊重する意識啓発や健康づくりなどの支援に努めます。



目標達成に向け重点的に取り組みます

- すべての市民が、互いの人権と生き方を尊重しあえる社会づくりに努めます。
- DVについての認識を深めるための活動や被害者の支援、予防のための対策など、女性に対する人権尊重の施策を強化します。
- 男女が生涯にわたって健康管理を的確に行えるように、男女がともに「性」の違いによる心と体の健康に関する理解を深めるよう努めます。



方針 1 男女の人権尊重と擁護のための対策と体制の整備

DVやセクシュアル・ハラスメントなどの「女性への暴力」根絶に向けた事業に力を入れるとともに、相談事業を拡充・強化し、あらゆる分野における人権侵害の救済に向けた取り組みを推進します。

方針 2 互いの性の尊重を育む意識啓発の促進

男女がともに、互いの性と人権を尊重する意識を醸成するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考えを広く市民に普及するとともに、家庭・地域・学校等で、男女の人権尊重・擁護の視点にたった性教育を推進します。

方針 3 生涯にわたる男女の健康支援の推進

性差医療に関する知識を普及し、性差を踏まえた心と体の健康づくりに取り組むとともに、男女がともに妊娠・出産・育児への理解を深めることができるよう、実践的な施策を推進します。

ワーク・ライフ・バランスの推進



ワーク・ライフ・バランスという考え方は、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画（第2次）」、さらには「次世代育成支援対策推進法」により、国の政策としても積極的に取り組まれています。

浦安市においては、男性が仕事中心の生活スタイルになっていることが、市民意識調査からも顕著にうかがえます。その一方で、男性の育児参加を望む声が大きく、男性が参加できる子育てや介護に関する講座等の開催が求められています。また、市が推進すべき施策として、育児や介護への支援サービスの充実と職業に関する教育訓練や多様な働き方への支援について高い期待が寄せられています。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性の社会進出への道を開くだけでなく、男性が家庭における役割を担う環境を整えることにもつながります。

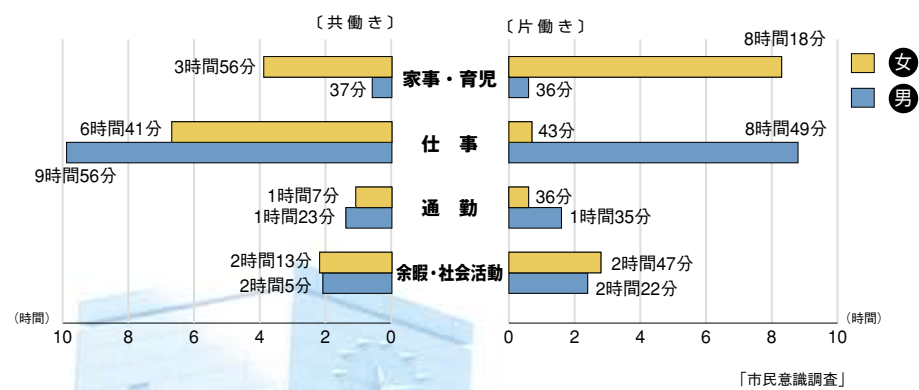
目標Ⅲでは、家庭・地域でも、職場でも、男女がともに対等なパートナーとして参画できるよう支援することに努めます。

目標達成に向け重点的に取り組みます

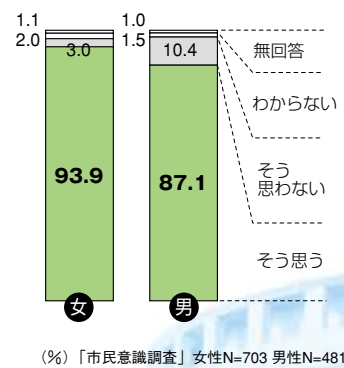
- 男性も女性も、男女共同参画に対する意識を高め、ともに家族的責任を担うことができる生活スタイルを確立するための情報提供等を行います。
- 家事・育児等への男女の参加を困難にしている長時間労働などの働き方を見直すとともに、男女ともに仕事と家庭の調和を図りながら就業を継続できる環境づくりに取り組みます。
- 子育てをしている人やその支援に携わる人などが、ジェンダー（社会的性別）における平等に配慮した育児についての考え方を深めるための学習を支援します。



1日の生活時間（既婚者・男女別）



「男親はもっと育児に参加すべきである」（男女別）



方針 家庭・地域生活における 1 男女の共同参画と 自立の促進

男女がともに育児・介護を担えるよう、地域における支援体制を充実させるとともに、高齢者や障がいのある人たち、ひとり親家庭がいきいきと自立して暮らせる社会の実現を図ります。

方針 職場における 2 男女平等の促進

市内事業所、市役所における労働環境の向上を図り、市民、事業所および市職員への職業生活と家庭・地域生活の調和を促す環境づくりに取り組みます。

意思決定・政策立案過程への男女共同参画



男女共同参画社会の実現には、女性と男性が対等な立場で、あらゆる分野の意思決定・政策立案過程に参画することが大切です。

しかし、社会的に責任のある立場に就くのは男性が優先であるとする社会通念や慣行がまだ根深く残っています。こうしたジェンダー（社会的性別）により、女性には参画できる機会が限られていたり、教育機会が十分とはいえないなどの状況がみられます。また、女性自身も責任ある立場に就くことに対して消極的な様子もうかがえます。

目標IVでは、あらゆる分野における意思決定・政策立案過程へのポジティブ・アクションの推奨、女性のエンパワーメント支援等の施策により女性の参画を促すとともに、国際的な視野にたった男女共同参画の促進に努めます。

校長・教頭に占める女性の割合

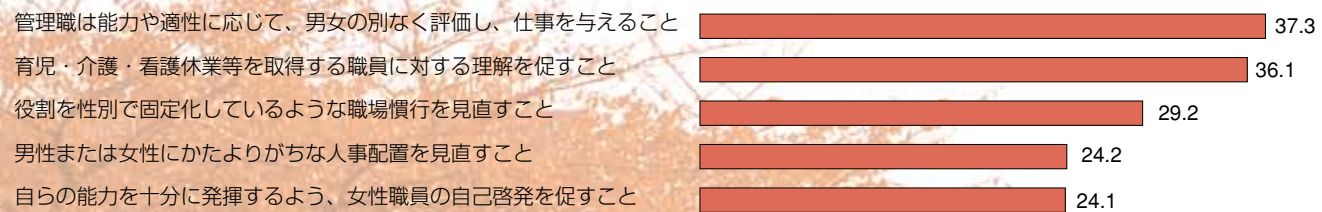
平成16年度

	小学校		中学校		高等学校	
	校長	教頭	校長	教頭	校長	教頭
全 国	18.0	21.8	4.5	7.7	4.9	5.5
千 葉 県	11.5	12.4	2.3	1.7	2.0	3.7
浦 安 市	0.8	0.2	0	0	0	0

市の管理職に占める女性の割合

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
浦 安 市	4.0	4.7	5.5	4.4	5.1	3.8
県内市町村	3.4	3.7	3.4	3.6	3.5	3.7

女性職員の能力発揮に必要なこと



(%)「職員意識調査」(上位5位まで) 全体N=1165

目標達成に向け重点的に取り組みます

- 市や教育機関の管理職、審議会などの委員に、女性の登用を積極的に進めます。
- 新たに、女性の進出が必要な分野（防災・まちづくり・環境等）への女性の参画を推進します。



方針 1 政策・方針決定への女性の参画の促進・拡大

職場や審議会などの意思決定・政策立案過程への女性の登用を促進するとともに、女性のエンパワーメントを図ります。

方針 2 地域活動への男女共同参画の推進

地域活動への男性の参加を促すとともに、責任ある立場への女性の登用を働きかけます。また、防災や災害復興、環境保全などの新しい分野への女性の参加を促す施策に取り組みます。

方針 3 国際的視野にたった男女共同参画の促進

男女平等観にたった国際的な視野を広げる施策の促進や在住の外国人への相談体制の充実・連携協力、平和に貢献する活動に関する情報提供などに取り組みます。

推進体制の整備



男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、教育、労働、福祉、医療、環境など非常に広い領域にわたっています。そのため、各領域を横断的にとらえて推進する体制の整備・強化が不可欠です。また、それぞれの取り組みにおいて、市職員の男女共同参画に対する意識啓発も重要です。さらには、行政だけでなく、市民、事業者もそれぞれの役割と責任を担うことによって、初めて男女共同参画社会の実現が可能となります。

目標Vでは、今後さらに積極的に男女共同参画を促進していくため、プランの進行管理を強化し、市役所が男女共同参画のモデルとなるよう、市職員の意識を高め、市職員が率先して施策に取り組むとともに、市民の連携・協力を進めるための協働ネットワークの構築に努めます。

目標達成に向け重点的に取り組みます

- 男女共同参画条例制定についての調査・研究に着手します。
- 男女共同参画に関する職員研修の充実を図ります。
- 市民参加により男女共同参画事業を推進します。

方針 1 男女共同参画社会の促進

男女共同参画条例の制定に向けた調査・研究に取り組むとともに、男女共同参画の活動拠点である女性プラザの機能の拡充について準備・検討します。

方針 2 庁内推進体制の強化

市職員への研修の充実と庁内における横断的な連携の強化を図るとともに、着実にプランの進行管理を行うことにより、男女共同参画施策の実効性を高めます。

方針 3 協働ネットワークの構築

男女共同参画社会の実現に向けた施策への市民参加を図り、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを進めます。



用語解説

◆ジェンダー（社会的性別）

人間が生まれつきもっている生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的につくられた性別のこと。ジェンダー自体が良い・悪いという価値を含むものではなく、国際的にも広く用いられている。

◆女性のエンパワーメント

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になり、さまざまなレベルの意思決定過程へ参画して力を発揮していくこと。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」という考え方をあらわす言葉。1994年の国際人口開発会議において提唱され、今日では、重要な女性の人権の1つとして認識されている。中心課題には、性生活・妊娠・出産に対する安全の確保、選択・決定の自由、性感感染症・エイズ・性暴力・売買春や女性が性の対象として扱われることが女性に対する人権侵害であることなどがあげられている。

◆性差医療

生物学的性別（セックス）を考慮した医療のこと。1990年代にアメリカで始まり、日本でも「男女共同参画基本計画（第2次）」の中で、性差医療の知識の普及が明記されている。

◆ワーク・ライフ・バランス

職業生活と家庭・地域生活の適切な調和。仕事中心ではなく、職業生活と家庭・地域生活の両方で充実感を求めることが、経営側にとっても全体として良い結果につながるという考え方にに基づき、1980年代後半頃からアメリカなどの企業で取り込まれてきた。日本では、2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されたことにより、少子化対策の一環として、仕事と子育ての両立を支援する取り組みが始まり、ワーク・ライフ・バランスの考え方が取り入れられるようになった。

◆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

活動に参画する機会に関する男女間格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し参画の機会を積極的に提供すること。「男女共同参画社会基本法」に国の責務として規定されており、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれる。また、民間の事業所等での取り組みも推奨されている。

◆リーガル・リテラシー（法識字）

自分にどのような権利があり、それを実際に使うために、どのような法制度上の手続きをすればよいかを理解し、活用する能力のこと。

◆メディア・リテラシー

メディアにおける情報の内容を解読・活用する能力、メディアを使って表現する能力のこと。一般的にはメディア教育に関連して使われている。

プランの性格

このプランは「2002年プラン」を改定した計画です。「男女共同参画社会基本法」や国の「男女共同参画基本計画（第2次）」を踏まえるとともに、「うらやす男女共同参画プラン—後期5カ年に向けて—（意見書）」（2006年・浦安市男女共同参画推進会議）等を反映させています。また、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」（2005年度実施・本文内「市民意識調査」）やパブリック・コメントによる市民の意見などを参考にしています。

プランの推進

プランの推進については、毎年度「うらやす男女共同参画プラン事業調査」を実施し、プランの進行管理を行います。その評価・検討は、庁内関係各部の次長等で構成される「浦安市男女共同参画庁内推進会議」や学識経験者や市民からなる「浦安市男女共同参画推進会議」によって行われます。また、市の広報や概要版等の作成・配布、ホームページ等の活用を通じて、広く市民にプランの周知を図っていきます。

改定 うらやす男女共同参画プラン（概要版）

ひと ひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす

2007年（平成19年）3月

発行 浦安市 企画政策課 人権・男女共同参画班
〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1 TEL 047-351-1111
